

## 若年者納付猶予制度・学生納付特例制度のご案内

### ➤ 若年者納付猶予制度とは…

- 30歳未満の方が対象で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

### ➤ 学生納付特例制度とは…

- 学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合には申請することにより保険料の納付が猶予されます（学生証など、学生であることの証明が必要です）。

★ 若年者納付猶予や学生納付特例は、老齢等の基礎年金を受ける場合に必要「期間」に算入されます（年金額には算入されません）。

★ 保険料を未納のまま放置すると、老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取ることができなくなりますので、必ず保険料を納めるか、納付猶予などの申請をしてください。

※ 申請書は市（区）役所または町村役場か年金事務所のほか、日本年金機構のホームページでも入手できます。ご不明な点は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

## 保険料追納のご案内 ～後から納めて年金額を増やす～

### ➤ 追納制度とは…

- 国民年金保険料の免除制度、若年者納付猶予制度や、学生納付特例制度を受けた期間は、保険料を全額納付した時に比べ、将来受ける年金額が少なくなります（2年間の学生納付特例制度の承認を受け、その期間を追納しなかった場合、約4万円の年金額が減額されます）。
- しかし、後にその期間の保険料を納めること（追納）で、全額納付した場合と同じ年金額がもらえます。
- 免除等を受けた期間は10年以内（例えば平成23年4月分保険料は平成33年4月まで）であれば、後から保険料を納めること（追納）ができます。

### ➤ 追納の手続きは…

- 追納する際は、追納の申込後、追納専用の納付書で納めてください。まず、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

★ 追納する場合は、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早期の追納をお勧めします。

## 国民年金加入手続と、その後の流れ

### ① 「国民年金資格取得届」を提出してください

- 同封の「国民年金資格取得届」に必要事項を明記し、お住まいの市（区）役所または町村役場、もしくはお近くの年金事務所に提出してください。
  - また、保険料の若年者納付猶予制度や学生納付特例制度の申請書を同時に提出することもできます（学生納付特例制度の申請をされる場合は、学生であることの証明が必要です。ご不明な点は、お近くの年金事務所にお問い合わせください）。
  - 付加保険料の納付（※2）の申し出や、前納を希望する場合は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。
- （※2） 定額保険料のほかに月額400円を追加して納付することにより、将来の老齢基礎年金を増額できる制度。

### ② 「年金手帳」が届きます

- 保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要です。大切に保管してください（厚生年金保険の被保険者だった方、共済組合に加入していた方、障害・遺族年金を受給している方（していた方）にはお送りしません）。



### ③ 「国民年金保険料納付書」が届きます

- 納付書で保険料を納めてください（ご自身の生年月日の前日が含まれる月の分からの保険料）。
  - 保険料は金融機関のほか、コンビニエンスストアでの納付、電子納付もできます。また、口座振替やクレジット納付も可能です（詳しくは、お近くの年金事務所にお問い合わせください）。
- ★ 納付書は保険料の納付猶予などを申請した方にもお送りしています。

## 20歳になる前に基礎年金番号を取得している方へ

- 20歳になられる前に会社などに勤められて、厚生年金保険の被保険者だった方や共済組合加入者だった方、また障害年金や遺族年金の受給者の方（受給していた方）は、基礎年金番号をすでにお持ちですので、同封の資格取得届に基礎年金番号を記載の上、提出してください。

## 厚生年金保険などに加入している方へ

- 20歳になられた時点で厚生年金保険の被保険者の方、共済組合にご加入の方は、お手数ですがその旨を必ずお近くの年金事務所にお知らせいただきますよう、お願いします（同封の資格取得届の提出は必要ありません）。

## 厚生年金保険などに加入している配偶者に扶養されている方へ

- 20歳になられた時点で、配偶者が厚生年金被保険者または共済組合にご加入の方（原則65歳未満の方）で、その方に扶養されている場合は、配偶者のお勤め先にご連絡してください。あなたの国民年金加入の手続きが、配偶者のお勤め先によって行われます（同封の資格取得届の提出は必要ありません）。



<http://www.nenkin.go.jp>

日本年金機構

で 検索

1105 1016 036